

大津市産後ケア事業

お母さんのこころとからだの回復を促進し、お母さん、赤ちゃん、ご家族がすこやかに子育てができるようにサポートする事業です。



対象

産後1年以内の
お母さんで産後ケア
事業を希望する方

治療中のご病気がある
方の利用については、
ご相談ください。

利用回数

1回の出産につき
合計7日（回）

ご希望の事業を
組合わせてください。

何ができるの？

乳房ケアを含む母乳やから
だについてのご相談、育児
のコツをアドバイスします。

令和7年度から利用者負担金の**減免**を開始します。

種 類	サービス内容	利用者負担金※
居宅訪問型 (アウトリーチ)	自宅に助産師が訪問し、ご自身の生活スタイルに沿った具体的な相談が可能です。ご家族と一緒にアドバイスを聞くことができます。 利用時間 1回につき原則2時間	◆通算利用回数 1～5回目のうち 1回目 無料 2～5回目 1回につき1,000円 ◆通算利用回数 6、7回目 1回につき1,600円
通所事業型 (デイサービス)	助産所や医療機関等に行き（日帰り）で、基本的には夕方までの時間でゆったり相談ができます。きょうだい夕方方に帰宅してくる方が利用されています。 利用時間 1回につき原則8時間 ※施設により異なる場合があります	◆通算利用回数 1～5回目について 1回につき 1,700円 ◆通算利用回数 6、7回目 1回につき 3,400円
短期入所型 (ショートステイ)	助産所や医療機関等に宿泊するので、授乳間隔や赤ちゃんの様子を踏まえて、赤ちゃんと一緒に過ごす家族の生活について相談できます。 利用時間 1回につき24時間以内	◆通算利用回数 1～7回目いずれも 1回につき 6,600円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は自己負担金はありません。

●注意●利用者負担金（減免の適用）については、通算利用回数により変わります。申請、面談時にご確認ください。

申込方法

- ①ご出産後にすこやか相談所（二次元コード）に電話、来所にて**利用10日前までに申請**。（事前の相談は可能です）
- ②すこやか相談所職員から連絡させていただき、面談後、利用日等を決定。
- ③母子保健課から『決定通知書』を自宅に送付。
- ④利用日当日に、利用施設に『決定通知書』を持参。自己負担金額は直接お支払ください。

【すこやか相談所】



注意事項

- ①利用施設については、面談時に一緒に決めさせていただきます。
- ②利用施設への連絡は、大津市が行います。**申請後に大津市が決定した予約日に限り、上記料金での利用となります**ことをご了承ください。
- ③キャンセルされた場合、利用施設が設定した**キャンセル料金がかかることがあります**。キャンセル料は、利用予定の方から利用施設への振込となります。

